

「健康サイクリング事業所」認定事業実施要項

1 事業趣旨

県内事業所の自転車利用を促進し、交通マナーとスポーツ実施率の向上を図る。

2 実施主体

徳島県 自転車利用促進協議会

3 事業対象

県内の事業所、総合型地域スポーツクラブ等（以下、「事業所等」という。）

4 事業概要

認定基準を満たした「事業所等」に「自転車利用促進・交通マナーアップ宣言書」を、賛同する社員に「自転車マナーアップ宣言バッジ」を配布し、従業員の健康増進及び交通マナーアップのために「事業所等」全体で運動に取り組むことを促進する。

5 認定基準

- (1) 自転車通勤及び自転車利用を促進している。
- (2) 自転車利用五則及び交通規則の遵守に取り組んでいる。
- (3) 従業員が自転車を利用できるよう自転車を保有している。
- (4) 安全講習会等を年1回以上開催、または開催しようとしている。
- (5) 上記(1)から(4)の取組を推進していきたい事業所。

6 認定

認定は、認定基準を3項目以上満たしている「事業所等」に対し徳島県県民スポーツ課が行い、認定した「事業所等」に対し、宣言書及びバッジを交付することとし、自転車利用促進協議会にて報告する。

7 広報

自転車王国とくしまホームページにて、認定事業所を紹介する。

8 取組の効果

- (1) 事業所の健康づくり活動の促進
- (2) 事業所の交通マナーアップの促進
- (3) 自転車利用の促進
- (4) 脱炭素社会の推進

9 その他

本事業の実施に当たっては、各関係機関と連携・協力しながら推進していくこととする。